

改正

平成25年3月21日条例第3号

鹿沼市きれいなまちづくり推進条例

目次

第1章 総則

第2章 きれいなまちづくりの推進

第3章 雑則

第4章 罰則

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、鹿沼市のきれいな水と緑を未来に引き継ぐため、環境美化の促進に関して必要な事項を定めることにより、地域の良好な環境を保持し、清潔できれいなまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住し、市内の事務所若しくは事業所に勤務し、市内の学校に在学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (3) 所有者等 市内の土地又は建物の所有又は占有若しくは管理をする者をいう。
- (4) 公共施設等 道路、公園、河川その他公共の用に供する施設（附帯施設等を含む。）をいう。
- (5) 空き缶等 空き缶、空きビン、ペットボトルその他の飲食物を収納していた容器をいう。
- (6) ごみ たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、包装紙、収納袋、印刷物その他これらに類する物で散乱性の高いごみをいう。
- (7) 空き地 所有者、占有者又は管理者が使用していない土地又は使用している土地であっても使用していない土地と同様の状態にある土地をいう。
- (8) 屋外広告物 屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並

びに広告塔、広告板、建物その他工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

(9) 落書き 公共施設等の所有者又は管理者の意に反して描かれた文字、図形等をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、環境美化に関する意識の啓発等の環境美化の促進に係る必要な施策の計画及び実施に努めるものとする。

2 市は、市民等、事業者及び所有者等による環境美化の自主的な活動に対し、積極的な支援を行わなければならない。

3 市は、第1項に規定する施策の計画及び実施に当たっては、関係行政機関と協力し、密接な連携を図らなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、地域の良好な生活環境を保持するため、積極的に環境美化に努めなければならない。

2 市民等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、従業員に対し、環境美化に関する意識の啓発を図るとともに、当該事業所及びその周辺において、環境美化活動に努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動により地域的美観を損なうことのないよう必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(所有者等の責務)

第6条 所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地及び建物の環境美化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 所有者等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

第2章 きれいなまちづくりの推進

(環境美化の日)

第7条 市長は、市民等、事業者及び所有者等の環境美化に関する意識の啓発を図り、環境美化を促進するため、環境美化の日を設けることができる。

(きれいなまちづくり推進員)

第8条 市長は、環境美化を促進するため、きれいなまちづくり推進員を委嘱することができる。

(投棄の禁止)

第9条 市民等は、みだりに空き缶等及びごみを公共施設等及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所（以下「他人が管理する場所」という。）に捨ててはならない。

(回収容器の設置、管理等)

第10条 自動販売機（事業所等に設置されている自動販売機で、特定の者が利用するものを除く。）を使用して飲食物を販売する者は、当該販売行為に伴い生じた空き缶等が販売場所及びその周辺に投棄されないよう回収するための容器を設置し、適正に管理しなければならない。

(空き地の管理)

第11条 空き地の所有者等は、繁茂する雑草、枯葉、投棄された空き缶等又はごみを放置して周辺の生活環境を損ない、かつ、近隣住民に危害や迷惑を及ぼす危険な状態にならないよう常に空き地の適正な管理をしなければならない。

(飼い犬等の管理)

第12条 犬、猫その他の愛がん動物（以下「飼い犬等」という。）の所有者又は管理者（以下「飼い主」という。）は、公共施設等及び他人が管理する場所に飼い犬等のふんを放置してはならない。

2 飼い主は、他人に危害を与えるような方法により、飼い犬等を放し飼いにしてはならない。

(屋外広告物の掲示の禁止)

第13条 市民等は、公共施設等その他の第三者が管理する場所において、当該管理者の許可を受けずに屋外広告物を掲示してはならない。

(落書きの禁止)

第14条 市民等は、公共施設等その他の第三者が管理する場所において、落書きをしてはならない。

第3章 雑則

(指導又は勧告)

第15条 市長は、第9条から第14条までの規定に違反した者に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。

(措置命令)

第16条 市長は、正当な理由なく前条の規定に従わない者に対し、履行期限を定めて、必要な措置を命ずることができる。

(公表)

第17条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が、その命令に従わないときは、その旨を公表

することができる。

- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(代執行)

第18条 市長は、第11条の規定に違反し、第16条の規定による措置命令を受けた者がこれを履行しないときは、行政代執行法（昭和23年法律第23号）の規定により、自ら当該空き地の危険な状態を除去し、又は第三者にこれを行わせ、その費用を所有者等から徴収することができる。

(立入調査)

第19条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市長が指定する職員等に他人が管理する場所に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする職員等は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第20条 この条例に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 罰則

(罰金)

第21条 第9条の規定に違反し、第16条の措置命令を受けてこれに従わなかった者は、5万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第22条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前条の罰金刑を科する。

(過料)

第23条 第10条から第14条までの規定に違反し、第16条の措置命令を受けてこれに従わなかった者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年1月1日から施行する。ただし、第21条から第23条までの規定は、平成

16年4月1日から施行する。

(鹿沼市あき地の環境保全に関する条例の廃止)

2 鹿沼市あき地の環境保全に関する条例（昭和48年鹿沼市条例第22号）は、廃止する。

(鹿沼市空き缶等の散乱防止に関する条例の廃止)

3 鹿沼市空き缶等の散乱防止に関する条例（平成9年鹿沼市条例第9号）は、廃止する。

附 則（平成25年3月21日条例第3号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成25年6月1日から施行する。